

令和２年度

国際かんがい排水委員会憲章及び規約等に係る翻訳委託事業

報告書

令和３年３月

株式会社ディ・アンド・ワイ

業務概要

1. 本事業の目的

国際かんがい排水委員会日本国内委員会事務局の今後の執務参考に資するため、国際かんがい排水委員会の最新の憲章及び規約等について翻訳するものである。

2. 事業内容

受託者は、農林水産省農村振興局整備部設計課（以下「担当職員」）と密接な情報共有を図り、事業を実施するものとする。

- (1) 以下の資料1～3を英語から日本語へ翻訳し、資料4を日本語から英語へ翻訳すること。
 - ・資料1（英→日）、ファイル形式：Microsoft Word
 - ・資料2（英→日）、ファイル形式：Microsoft Word
 - ・資料3（英→日）、ファイル形式：Microsoft Word
 - ・資料4（日→英）、ファイル形式：Power Point
- (2) 資料1及び2の専門用語の翻訳にあたっては、農林水産省が別途提供する、2012年版の同資料（英文、和文）を参考にすること。また、資料1及び2の翻訳後の書式及び体裁は、2012年度版同資料に準ずること。
- (3) 資料3及び4の翻訳後の書式及び体裁は、原文に準ずること。
- (4) 当該業務に必要な消耗品は受託者が準備すること。

3. 履行期限

令和3年3月19日

4. 成果物の納入先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2-1

農林水産省農村振興局整備部設計課 海外土地改良技術室

国際かんがい排水委員会憲章（2017年）



ICID•CIID

INTERNATIONAL COMMISSION ON IRRIGATION AND DRAINAGE

48 Nyaya Marg, Chanakyapuri, New Delhi – 110 021
(India) TEL: +91-11-2611-6837, +91-11-2611-5679
E-MAIL: icid@icid.org, Website: <http://www.icid.org>

目 次

第1条 前文	3
第2条 目的	3
ビジョン	3
使命	3
組織の目標	3
範囲	3
第3条 加盟国	4
加盟国の基準	4
加盟申請	4
理事会による承認	5
第4条 国内委員会	5
構成	5
義務	5
第5条 「直接会員」	5
義務	5
第6条 「国際執行理事会」	6
定義	6
役割	6
構成	6
議決	6
年次会合	6
第7条 役員	7
定義	7
会長および副会長の選挙	7
会長の職務遂行不能	7
副会長の空席	7
任期の変更	7
事務局長の指名	8
事務局長の職務遂行不能	8
銀行への通知	8
理事会権限の委託	8
会長の不在	8
会長：義務	8
事務局長：義務	9

第 8 条 運営	9
マネージメントボード	9
ニューデリー中央事務局	9
中央事務局の管理	9
文書	10
図書室	10
民事問題の場合の代表	10
第 9 条 技術会議	10
総会／フォーラム	10
総会／フォーラムの決議	10
使用する言語	10
議事録	11
地域の会合	11
第 10 条 他の国際機関との協力	11
ICID への参加	11
共同開催会議	11
請負業務	11
第 11 条 分担金、出資金および基金	11
年次出資金	11
登録費	12
基金	12
財務管理	12
非営利目的の ICID	12
会員脱会後の権利	13
再加盟時の支払い	13
第 12 条 憲章および規約の改正	13
憲章の改正	13
規約の制定	13
規約の採択と改正	13
第 13 条 解散および清算	13
解散	13
清算	14

ICID 憲章 2017 年

第 1 条 前文

- 1.1 国際かんがい排水委員会は、科学的・技術的・専門的な自発的非営利の非政府国際機関（NGO-ONG）として設立され、水と土壌管理の改良と、かんがいや排水を行っている土地の適切な水管理による生産性の向上、およびかんがい、排水、洪水調節技術の環境への適応を通して、食料と繊維の供給を全ての人々に対して世界的規模で強化するものである。
- 1.2 本憲章において、国際かんがい排水委員会は「委員会」あるいは「ICID」（仏語版では CIID）と示される。また、国際機関の中では ICID（CIID）と表示される。

第 2 条 目的

ビジョン

- 2.1 国際かんがい排水委員会の**ビジョン**は「持続可能な地域開発により、世界中に水の供給を保証し、貧困と飢えをなくすこと」である。

使命

- 2.2 国際かんがい排水委員会の**使命**は、経済的に継続可能で社会的に受け入れられ、かつ環境を損なわないかんがい、排水および洪水調節に対する分野を超えた取り組みにより、協力して持続可能な農業用水管理を実現することである。

組織の目標

- 2.3 委員会はそのビジョンと使命を達成するため、以下に掲げる 6 つの**組織目標**を設定した。

- i. 少ない水とエネルギーにより作物の生産性を増やす。
- ii. 方針および活動変更への触媒となる。
- iii. 情報、知識、技術の交換を促進する。
- iv. 学術間、部門間で横断的に関与できるようにする。
- v. 変革を現場に反映する手段の研究、支援、開発を奨励する。
- vi. 能力開発を促進する。

範囲

- 2.4 委員会がそのビジョンと使命を達成するために、下記の目標が考えられる。

- (a) かんがい、排水、干拓事業、土地改良に係る計画の立案、資金調達、社会経済および環境面の評価、ならびにダム、貯水池、運河、排水路その他の水の貯留、運搬、供給、回収、処理を行なう付帯基幹施設の設計、施工およびその運用。
- (b) 治水、河相、洪水調節、農地への海水侵入の防止に係る計画の立案、資金調達、社会経済および環境面の評価、ならびに付帯土木施設の設計、施工およびその運用。ただし、大型ダムの設計、施工、舟運および基礎水文学に関する事項は除く。
- (c) かんがい、排水、洪水調節、治水の改善および土地干拓分野での基礎・応用科学、技術、経営、設計、運用および維持管理に関連する研究、開発、教育、能力開発。
- (d) 開発途上国、特にかんがい、排水に関する開発が遅れている低所得諸国が必要としている国際投資の促進。

- (e) 持続的なかんがい、排水システムの開発と体系的な運営。
- (f) かんがい、排水および洪水調節に関する国際的な知識の蓄積と、世界的な普及。
- (g) かんがい、排水、洪水調節事業によって生じる国際的な問題および課題の処理と、適切な改善策の開発促進。
- (h) 農業用水の節約促進。
- (i) ジェンダー間の公平を含む、かんがい、排水、洪水調節システムにおける利用者と受益者間の公平性増進。
- (j) かんがいされた土地での土壌・水質の保全および改善の推進。

2.5 委員会はそのビジョンと目的達成のため、下記に掲げる業務を遂行する。

- (a) 利害関係者間、特に国内委員会および「直接会員」間の情報交換。
- (b) 定期的な総会、フォーラムおよび会議の開催と、会合、シンポジウム、ワークショップ、展示会、教育・学習ツアーの後援。
- (c) 研究・実験の組織化。
- (d) 研究誌、議事録、報告書、ベストプラクティス指針、書籍、文書、視聴覚および電子メディア資料の発行。
- (e) 国際社会に広くかんがい、排水、洪水調節に関連した開発についての情報を広めるために、会報、機関誌、定期刊行物、パンフレット、ポスター、雑誌、教材・補助教材、文献等の発行。
- (f) ICID の使命に関連する活動を行っている他の国・地域の機関や国際機関との協力。
- (g) 能力開発プログラムの促進、ならびに若手専門家の農業用水管理部門および委員会の活動への参加の奨励。
- (h) その他の委員会の活動範囲内で必要な手段を講じること。

第3条 加盟国

加盟国の基準

- 3.1 ICID は、一国内委員会原則に基づいて各「会員国」の各国内委員会（第4条を参照）によって構成される。委員会の目的の範囲内において事実上の利益を代表する専門家、個人、政府職員、組織職員または組織（政府または非政府組織）および法人は、委員会の憲章に従い、各国の国内委員会の会員資格によって ICID 活動に参加することができる。
- 3.2 主権を有する政府によって独立して統治され、委員会の活動に関心を持つ地域は、委員会の活動に参加する資格があるものとする。従って、例外的な事例として、理事会は別個の独立した地域あるいは国が共存していることを考慮して、ある一つの国の独立したいくつかの地域が別個の国内委員会を立てて、代表とすることを受け入れることができる。連邦国家あるいはそれに類する国家の場合、その国の国内委員会だけが本委員会への参加を認められる。
- 3.3 国内委員会の活動に積極的に参加している個人、組織および法人は自動的に ICID の会員となる。ICID 会員ではない国、または国内委員会の規約に個人、組織または法人の参加が定められていない国の個人、組織および法人は、ICID 憲章を遵守すれば、ICID の「直接会員」（第5条を参照）になることができる。

加盟申請

- 3.4 加盟申請の際、「国内委員会」あるいは「直接会員」申請者は全て、委員会憲章および規約の無条件の受け入れを表明し、加盟への正当性を示さなければならない。「国内委員会」は、国内のかんがい・排水・洪水調整の開発と管理に関係するさまざまな分野や組織の参加を文書化することにより、その代表機関としての性質を証明しなければならない。

- 3.5 加盟申請に必要な書式は、規約または本意章に定める他の規則や条項により、国際執行理事会（IEC）が定めるものとする。

理事会による承認

- 3.6 理事会は憲章と規約に基づき受領した ICID 加盟申請を検討する。理事会は任意の加盟申請をいかなる理由も付することなく受理または却下する権利を持つ。
- 3.7 委員会の憲章と規約に基づいて申請がなされた後、国際執行理事会（IEC）はその国を代表する国内委員会の申請の許可あるいは非許可を判定し、許可する場合はその国内委員会の名称ならびに年間出資金を決定する。
- 3.8 同様に、「直接会員」の申請も、最終決定権を持つ IEC によって判断される。申請者は、理事会の事務総長による書面による通知後に会員となる。

第 4 条 国内委員会

構成

- 4.1 国内委員会は、本意章の各条項にしたがって、各国の望む形式によって構成することができる。ただし、各国内委員会は、できる限り、本委員会のビジョンと目的を促進、発展させることに関心があり、またそれを望む政府省庁、科学技術組織、政府組織および非政府組織、かんがい事業者および法人の各代表者および個人によって構成されることが望ましい。
- 4.2 国内委員会は、委員会のビジョンと目的を推進することに関心があり、自発的に活動する意思がある複数（12 名以上）の個人で構成することができる。ただし、国内委員会は、国を代表する団体としての位置にあることを本委員会に納得させ、国内委員会として効率的に行動しなければならない。各国内委員会は国の法律および慣習に従って、国内委員会の憲章および登録に関する適切な文書を作成しなければならない。

義務

- 4.3 各国内委員会および「直接会員」は、委員会と協力しまたはこれを助け、その使命と目的の達成に努めるものとする。また、委員会の使命と目的を達成するため、各国の実状に最も適する方式で国内の関連学術団体や研究機関との協力を進めるものとする。
- 4.4 各国内委員会は、国内委員会憲章が制定もしくは必要に応じて修正された場合、その写しを ICID 中央事務局に送付するものとする。
- 4.5 第 11.4 条の責務を満たさない加盟国内委員会は、「準会員」とする。

第 5 条 「直接会員」

- 5.1 「直接会員」の分類は規約により規定し、適時変更するものとする。
- 5.2 「直接会員」は第 3.3 条および 3.4 条の基準を満たす全ての個人、組織または法人に対し門戸を広げている。また「直接会員」には、個人の他に、本委員会の使命と目的を促進、発展させることに関心がある政府組織および非政府組織、科学技術組織、教育組織、一般企業および私的機関・組織を含むものとする。

義務

- 5.3 各「直接会員」は、申請書に記載された自国に存在する国内委員会と協力するものとする。

- 5.4 規約に記載され、必要に応じ適時に修正される例外的な事情においては、IEC は 3.3 条から逸脱して「直接会員」を認めることができる。

第 6 条 「国際執行理事会」

定義

- 6.1 国際執行理事会（以下「理事会」あるいは「執行理事会」、「IEC」という）は、国際かんがい排水委員会の運営業務を行う権限を有する。

役割

- 6.2 理事会は、任意の会員国内委員会または役員（7 条を参照）もしくはマネージメントボード（8.1 条を参照）により開始または主催される活動方針に関する全ての事項、ならびにそれらの事項により開始、決定または支持され、策定される任意の活動方針に関する事項を検討するものとする。
- 6.3 理事会はまた、委員会が提唱する研究、実験または検討事項に関する提案または決定を行う際に取りべき行動についても、必要に応じて検討するものとする。
- 6.4 ICID の運営、活動、および財政上の負担に影響する全ての事項は、理事会に提出されなければならない、理事会の結論を最終的な決定とする。

構成

- 6.5 理事会は、後述する役員、および準会員（第 11 条を参照）を除いた各国内委員会が正式に指名した 1 名の代表者により構成されるものとする。それぞれ独自の活動を行う各国内委員会は、必要に応じてその代表者を変更することができる。指名された国内委員会代表者、および役員は会議への出席をもって、当該理事会の委員を構成するものとする。
- 6.6 いずれの国内委員会も 1 名以上の代表者を理事会に派遣することができるが、各国内委員会の投票権は 1 票のみとする。役員（過去、現在にわたる）は、国内委員会の代表として以外は投票権を有しないが、会長には決定投票権を付与するものとする。
- 6.7 国内委員会で理事会に代表を派遣していない場合は、文書により案件事項を事務局長に提出し、理事会の検討を求めることができる。その場合、当該案件は会議の席で発表されるが、特別に認められたもの以外、投票議決の対象とはされないものとする。
- 6.8 任期終了の会長、副会長、事務局長はそれぞれ名誉会長、名誉副会長、名誉事務局長と称し、任期満了後も理事会に出席する権限を有する。ただし、投票権はなく、それぞれが属する国内委員会の投票数が、これによって増加するものではない。
- 6.9 「直接会員」は理事会に参加することができるが、投票権は持たない。

議決

- 6.10 理事会は、必要な職務の履行もしくは理事会の方針または決定事項の実行に必要と認められる委員会、作業グループ、特別委員会その他の作業部会を設け、それぞれに望ましいと思われる特定の権限を委任することができる。
- 6.11 本意章で特別の定めがない限り、理事会の議題は単純多数決によって決定される。
- 6.12 委員会のビジョン、使命および目標を推進するため、理事会は憲章の範囲内で必要と思われる全ての行動を取ることができる。

年次会合

- 6.13 理事会の通常総会は、少なくとも年 1 回理事会が定めた場所において開催し、年度予算の承認、収支の見通し、および役員の選出を含む委員会の業務を遂行するものとする。

第7条 役員

定義

7.1 ICID 役員は次のとおりである。

会長 1 名、副会長 9 名（報酬を除き、任期終了後も名誉職として権限を持つ）および事務局長 1 名

会長および副会長の選挙

7.2 事務局長を除く各役員は、選挙当日に出席した理事構成会員の投票多数決によって選出されるものとする。

7.2.1 理事会は、副会長の選定順位決定も含めた選挙の手続きに関し、必要と思われる規約を定めるものとする。

7.2.2 役員職 10 名（会長 1 名、副会長 9 名）の中の 2 名以上を同時に 1 国で占めてはならない。

7.2.3 第 7.3.1 条の規定に定められる場合を除いては、会長は総会と同時に行われる理事会において選出され、総会とこれに続くスタディツアー終了後に新会長に就任するものとする。会長の任期は 3 年とし、本意章においては総会の終了から次期総会の終了時までを指すものとする。

7.2.4 副会長 9 名の任期はそれぞれ 3 年間とする。この場合、本意章においては、任期は執行理事会ならびにそれに付随するスタディツアー（選挙はこの間に行われる）の終了時から始まり、3 度目の通常執行理事会およびそれに付随するスタディツアーの終了時に満了する。上記の 3 度目の執行理事会が総会／フォーラムと同時に開催される場合、副会長の任期は総会／フォーラムおよびこれに付随するスタディツアーの終了後に満了する。なお、臨時理事会は役職の任期に影響しないものとする。

7.2.5 会長、副会長の任期は 1 期 3 年を超えないものとする。ただし、第 7.3 条の定めるところに従って任期の途中で任命された場合の任期は算入しない。しかしながら、この規定は現職の副会長あるいは以前役員であった者を会長として選任する場合には適用されないものとする。

会長の職務遂行不能

7.3 会長が一時的にその職務遂行に支障を来した場合、当該事態発生後に行われる理事会によって状況を検討するまでの期間、主席副会長がその職務を代行するものとする。

7.3.1 会長が在任中に死亡または永続的にその職務遂行に支障を来すかあるいは辞任した場合には、その事態発生後に行われる理事会により新会長を選出するまで、選任順位に従い主席副会長がその職務を代行するものとする。ただし、主席副会長が代行不可能の時には、次席副会長が（以下同様の場合には選任順位によるものとする）会長職務を代行するものとする。

副会長の空席

7.4 理由の如何を問わず、いずれの副会長職も空席になった場合には、その事態発生後に行われる理事会により、前任者の残任期間に対して職務を遂行する副会長を選任するものとする。

任期の変更

7.5 会長、副会長の職の任命あるいは継続期間にたとえ変更があったとしても、それは国際執行理事会の会議で通過した決定および決議を無効にするものではない。

事務局長の指名

- 7.6 **指名**：事務局長は、マネージメントボードの議長である会長により指名され、総会で任命される。
- 7.7 **任期**：事務局長の任期は、特に理事会で指定されない限り通常3年であり、その期間は暦年の開始と同時もしくは任命書に明記された時点から開始される。事務局長の任期はできる限り会長と同時に終了すべきではない。現職の事務局長は続く2期目の任期にも再選され得る。特別な場合を除き、3期目まで事務局長が再選されることはない。
- 7.8 **指名条件**：事務局長の指名の条件と任期は、マネージメントボードの議長である会長により決定される。

事務局長の職務遂行不能

- 7.9 事務局長が在任中、一時的にその職務遂行に支障を来した場合には、そのような事態発生後の理事会において状況が検討されるまで、マネージメントボードの議長である会長が事務局長の空席期間中の職務を遂行するよう手配するものとする。
- 7.10 事務局長が在任中、永続的にその職務遂行に支障を来すか辞任あるいは死亡した場合、そのような事態発生後の理事会で新事務局長が任命されるまで、マネージメントボードの議長である会長が事務局長の職務を遂行するよう手配するものとする。

銀行への通知

- 7.11 第7.9条または第7.10条に定められた緊急事態が発生した場合、会長は関連銀行にその旨を通告し、事務局長が職務に復帰するか、新事務局長が任命されるまでの間、任命した職員による委員会の口座の取扱いを可能にするものとする。

理事会権限の委託

- 7.12 第7.15条に記載された会長の通常の職務に加え、理事会は、必要に応じて特定の職務および権限を会長に付託することができる。会長は、総会／フォーラムおよびすべての理事会を主催するものとする。マネージメントボードは、総会／フォーラム、理事会の会合または年次会議を主催する委員会に、並行して行われる各種技術会議実施上適切な統括者を提案することができる。
- 7.13 理事会は、必要と考えられる場合には、その権限を事務局長または副会長の一人に委託することができる。

会長の不在

- 7.14 第7.12条および第7.13条に定める場合を除き、会長不在の委員会の会議は選任順位に従って副会長が議長となるものとする。ただし、総会／フォーラムの開会および閉会の会議に会長が不在の場合には、総会／フォーラムに先だって行われる役員会に出席した副会長の中から議長を選ぶことができる。

会長：義務

- 7.15 国際執行理事会によって選出される会長は、ICIDの最高責任者である。会長の職務には憲章や規約の条項に基づく以下のものがあるが、これに限定されるものではない。
- (a) 理事会の議長を務める。
 - (b) マネージメントボードの議長を務める。
 - (c) 役員会の議長を務める。
 - (d) 中央事務局のスタッフ委員会の議長を務める。
 - (e) 事務局長を指名する。
 - (f) 常任委員会の議長を指名／任命する。

- (g) 副会長の任務を指示する。
- (h) 国内委員会に会長、副会長の推薦を求める。
- (i) 国際フォーラムで ICID を代表する。
- (j) ICID の財政と予算を監督する。
- (k) ICID を国際的に発展させる。
- (l) その他、理事会によって任じられた職務を行う。

事務局長：義務

- 7.16 事務局長は ICID の行政、財政関連業務全般に責任を負うものとする。各理事会の議事日程および議事録の準備作成にも同様の責任をもつ。また事務局長は ICID の総会、フォーラム等すべての会議に関する活動の総括管理を行い、さらに委員会の利益にとって必要な場合、理事会および／または会長により委託された権限を行使するものとする。
- 7.17 事務局長は ICID の財務運営を担当し、年に一度あるいは理事会の指示に従い随時、委員会の会計報告を行うものとする。事務局長はまた年間予算案を作成して理事会に提出し、その承認を得るものとする。
- 7.18 本書に記載された任務に加え、事務局長は ICID の振興を行い、国際機関との関係を発展させ維持し、かんがいおよび排水など、農業用水に関する研究の実施および優れた施策の世界への普及に直接責任を負う。

第 8 条 運営

マネジメントボード

- 8.1 理事会に対し、委員会の業務運営についてマネジメントボードより助言が行われる。マネジメントボードは ICID 会長（議長）、前 ICID 会長（1 年間のみ）、技術活動常任委員会（PCTA）委員長、財務常任委員会（PFC）委員長、方針立案常任委員会（PCSO）委員長および事務局長から構成される。

ニューデリー中央事務局

- 8.2 委員会の中央事務局は、ニューデリー（インド）を本拠とし、理事会の全般的な監督ならびに会長の直接の指揮管理のもとにおかれるものとする。ICID 中央事務局は、理事会が行ったすべての決定事項を実行に移す手段として機能する。

中央事務局の管理

- 8.3 会長が統括し、マネジメントボードによって任命されるメンバーからなるスタッフ委員会は、委員会の要求の変化に対応するため、作業手順およびスタッフ構成について監督・調整を行い、中央事務局の業務に関して理事会に助言する。
- 8.4 中央事務局には、ICID の事務局長、ならびに中央事務局の業務遂行のためスタッフ委員会が承認した、専門家を含む職員が所属している。
- 8.5 事務局長は、予算の範囲内で、必要に応じてスタッフ委員会が行う指示に対応するため、中央事務局の職員を任命・監督するものとする。
- 8.6 事務局長は、職員の管理およびスタッフ委員会との協議に基づく中央事務局の適切な職務遂行のために、ICID 出資分担金規則を含む規則や必要と思われる手続きを制定するものとする。また事務局長は、ICID の利益のため必要と思われる場合に権限を代行する代理人についての規則を制定し、スタッフ委員会に諮るものとする。

文書

- 8.7 中央事務局は、ICID の活動分野におけるプロジェクト、技術論文、新たな調査成果および実務に関する情報を掲載した雑誌、機関誌、会報やその他の定期刊行物を発行するものとする。中央事務局は、さらに、理事会の要請もしくは承認の上で必要に応じて定期刊行物、パンフレット、雑誌、もしくは特別の目的を持った出版物を発行するものとする。定期刊行物および特別刊行物の経費については、理事会の決定によるものとする。
- 8.8 中央事務局は情報を編集し、書面にまとめ、委員会の事業についての年次報告書を発行するものとする。
- 8.9 また、中央事務局は理事会によって承認された研究、試験、観測、調査、実験事業を行い、それについての報告を登録国内委員会および国際執行理事会によって承認された「直接会員」に配布するものとする。
- 8.10 中央事務局は、理事会、マネージメントボード、常任委員会およびスタッフ委員会によるすべての会合の議事日程と手続きについての準備を行うものとする。
- 8.11 中央事務局は、文書その他の情報を各国内委員会および「直接会員」間で交換できるように手配し、委員会の目的を推進するため理事会が承認または指示するすべての関連作業を行うものとする。

図書室

- 8.12 中央事務局は、委員会の活動およびその関連分野の文献を所蔵する技術図書室を運営する。図書室は特に図書目録の作成、各種の問題に関する国際的な調査および特定の出版物の準備を行う一助となる。中央事務局はまた、委員会の記録、報告書および関係文書を保管するものとする。

民事問題の場合の代表

- 8.13 ことの如何を問わず、ICID に関する民事問題については事務局長あるいはその指名するものが ICID を代表するものとする。極めて重大な問題に関しては、事務局長は遅滞なく会長に連絡し、必要とあれば理事会にも報告するものとする。

第 9 条 技術会議

総会／フォーラム

- 9.1 理事会は論文、報告書の発表または委員会の活動範囲内の問題についての全体討論を行うため、必要に応じて特別会議、シンポジウム、セミナーを含む総会、フォーラム、会議および／またはワークショップや会合を開催する準備を行うものとする。
- 9.2 総会およびフォーラムは必要に応じて特別会議、シンポジウム、セミナーを含むものとし、その開催場所および日時は理事会によって定められる。
- 9.3 理事会は総会またはフォーラムの課題あるいは検討事項を決定し、技術会議への論文の提出、参加、その運営方法などを規定する規約あるいは規則を定めるものとする。

総会／フォーラムの決議

- 9.4 総会／フォーラムあるいは技術会議においては決議案を上程し採択に付することができるが、この決議は単なる意見であり、別途理事会に提出され承認された場合を除き、委員会の見解の表明とはみなされない。理事会の執行機能に影響する事柄はいかなる総会／フォーラムまたは委員会の技術会議においても論議されないものとする。

使用する言語

- 9.5 委員会における公用語は、通常、英語および仏語とする。各国の要求に応じて、理事会の決定により翻訳が行われるものとする。かんがいおよび排水の問題に関心のある団体に広く行きわたるように、理事会は他の言語への翻訳を行うことを決定することができる。

議事録

- 9.6 総会／フォーラムおよびその他の技術会議の議事録はいずれの場合も会議終了後、できる限り速やかに発行しなければならない。これらの議事録は、主催国の援助のもとに中央事務局が発行するものとする。理事会は主催国にこの援助を義務づけ、かつ印刷物、技術会議の議事録の経費に関する国内委員会の負担限度を定めるものとする。

地域の会合

- 9.7 いずれの国内委員会、または企業や組織による「直接委員」も、理事会の承認を得て、同一地域内の国内委員会との直接的な協力により、その地域の利益となる技術会議や協議会を組織することができる。

第 10 条 他の国際機関との協力

ICID への参加

- 10.1 マネージメントボードとの協議により、中央事務局は総会、フォーラム、シンポジウム、特別会議、セミナーおよび関連問題を扱う委員会に、適切と思われる他の国際組織および地域組織の代表者を招待することができる。
- 10.2 理事会は国際組織、学術団体、開発部局、国際財政機関および国連組織の代表者を、ICID の国際執行理事会および／または配下の地域グループならびに常任委員会の会合における常任オブザーバーとして承認することができる。
- 10.3 国際組織の代表者は、理事会の承認によって、委員会によって設立された臨時の作業部会のメンバーとして活動することができる。
- 10.4 常任オブザーバーに付与される権益や提供される設備などについては、理事会がこれを決定する。

共同開催会議

- 10.5 理事会は、ICID の活動範囲内の主題について、他の国際機関との会議等の共催、または活動、研究、調査、検討の共同実施を行うことができる。共同活動に必要な財務その他の措置については、ICID と当該国際機関の代表者間で一致をみたうえで、マネージメントボードによる承認を得なければならない。
- 10.6 委員会は、理事会の承認によって、国際事業に対する共同計画を策定するために、他の国際組織と正式な覚書を交換することができる。
- 10.7 また委員会は、水資源、他の天然資源および環境に対するより包括的な管理の確立を可能にする、広く世に知られた国際組織の事業に参加することができる。

請負業務

- 10.8 委員会は、他の組織による事業を、その組織の費用負担で請け負うことができる。事業の実施にあたっての実際の取り決めは、事例ごとにマネージメントボードの承認を得るものとする。

第 11 条 分担金、出資金および基金

年次出資金

- 11.1 委員会の活動、あるいは特別の目的のための費用を賄うため、各国内委員会および「直接会員」は事務局長の指示により、定期的に年次出資金を支払うものとする（できるだけ各暦年の年頭近くに）。支払金額は理事会が予め定めた金額に基づくものとする。また加盟国の国内委員会および「直接会員」は、理事会によって決定されたこの他の特別出資金を支払うものとする。会費は暦年ベースの支払いとする。

- 11.2 委員会は、国内委員会および「直接会員」が年次出資金を支払わない場合の規則を定めるものとする。
- 11.3 いかなる国内委員会も、2 年連続で年次出資金を滞納したときは（たとえ役員国あるいは ICID 作業部会のメンバー国であろうと）、滞納金を支払うまで、場合によってはその機能を行行使する資格を失うものとする。
- 11.4 さらに、年次出資金を 3 年以上滞納している国内委員会は、「準会員」に格下げとなる。このような「準会員」は前第 11.3 条の規定の他に、理事会における投票権を喪失し、委員会からの文書や報告書を受領できなくなる。例外的状況において理事会が単純多数決によってこれらの制裁の適用を差し控える、あるいは延期すると決定した場合はこの限りではない。

登録費

- 11.5 各総会、フォーラム、地域会議、技術会議、国際ワークショップまたはその他の国際活動に対して、理事会は主催国の国内委員会との協議に基づいてそれぞれの登録費、もしくは参加組織に対する料金を決定する。

基金

- 11.6 中央事務局は、委員会の趣旨に沿った一般的な目的または特定の研究、特別な調査あるいは実験に資するための出資金、助成金、贈与を委員会の基金として収納し、かつ処置する権限を有するものとする。さらに、理事会により認められた一般的な権限に基づき、他の国際機関、適切な資格を有する団体（政府組織、民間組織）または技術団体もしくは協会との共同研究、調査および実験を行う準備をすることができる。

財務管理

- 11.7 ICID の会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。
- 11.8 理事会は毎年、翌会計年度の予算の承認を行うものとする。
事務局長は、承認された予算の範囲内で委員会運営のためのすべての支出を実行し、中央事務局の職員に委員会の通常業務、基金、会計に係る全ての事項を指示するものとする。
- 11.9 理事会が開催されない年度については、事務局長は前年度の予算に基づいて中央事務局の日常業務に必要な支出を実行することができる。上記以外の支出に関しては、事務局長は前もってマネージメントボードの承認を得なければならない。
- 11.10 理事会が予定では 3 月 31 日までに開催されないと予測される場合、事務局長は 2 月末日までに当該年度の予算案をマネージメントボード議長に提出しなければならない。事務局長は、予算案に従い、あるいはマネージメントボードによる修正に従い、当該年度の 4 月 1 日からの支出を実行することができる。
- 11.11 事務局長は、理事会の承認を得て委員会の資金を預け入れる銀行（単数または複数）を選定し、委員会への出資金ならびにその他の委員会への入金をすべて受領するものとする。
- 11.12 ICID の口座は理事会の定めるところに従い定期的に監査を行うものとする。

非営利目的の ICID

- 11.13 ICID は、利益配分、利益追求または営利のための団体でもなければ、商業組織でもない。委員会の収入および資産は、全て上記の ICID の非営利目的の推進のためにのみ使うものとし、その収入および資産のいかなる部分も直接にも間接にも配当、賞与、その他の名目で、また委員会の構成員個人の利益として支払いまたは譲与してはならない。ただし、次の事項に関してはこれを妨げるものではない。
 - (a) マネージメントボードの議長として会長が決定した常勤の事務局長への対価の支払い
 - (b) 専門家および ICID の職員の業務に関する報酬の支払い
 - (c) マネージメントボードの指図または承認を得て、役員が支出した実費に対する清算

- (d) 委員会の活動あるいは目標達成のため、中央事務局が行った特定の要請に対して個人または団体が負担した経費の清算
- (e) 委員会の活動あるいは目標達成のため、委員会が委託した業務に対する個人または関係者への謝礼金の支払い

会員脱会後の権利

- 11.14 ICID を脱会もしくは ICID への参加を停止した国内委員会は、委員会の資金、資産または業務に対して何らの権利も有しない。

再加盟時の支払い

- 11.15 年次出資金の未払いにより加盟停止とみなされた「準会員」または「直接会員」は、未払いの金額または理事会が決定した金額を支払うことによって再加盟することができる。

第 12 条 憲章および規約の改正

憲章の改正

- 12.1 各国内委員会あるいは事務局長は、本憲章の改正を提案することができる。改正の提案は必ず文書によるものとし、憲章に基づいて指名された特別委員会に委託するものとする。特別委員会は、これらの提案の検討を通じ必要と認められる場合には、修正案を提案し得るものとする。
- 12.2 特別委員会の代表委員は、提案された憲章改正が上程される理事会の会合より 2 か月以上前に中央事務局から各国内委員会に提出する報告書を作成するものとする。憲章改正の採択には、当該理事会出席者の 3 分の 2 以上の賛成投票が必要である。
- 12.3 かかる改正の検討または手続きを通じ、規約の改正、修正、変更、追加あるいは削除が必要であると考えた場合には、特別委員会はこの件について、会長または事務局長と協議のうえ、第 12.2 条に基づいて適切な処置を講ずるものとする。

規約の制定

- 12.4 憲章の各条項を完全に履行するために、理事会は適切と認める規約を定めるものとする。

規約の採択と改正

- 12.5 規約の採択、そのいずれかの部分の修正、追加、変更、削除または何らかの新たな規約の挿入は、理事会に出席しているメンバーの過半数の表決によって承認されなければならない。ただし、このような改正、修正もしくは入れ替え、挿入を行うに当たっては、必ず国内委員会もしくは事務局長がその旨を文書により提案しなければならない。また、これらの内容が多岐にわたるか重要なものである場合には、第 6.10 条に基づいて理事会が指名した特別委員会に委託するものとする。特別委員会は上記提案の検討時に必要と認めた場合には、さらに修正を提案し得るものとする。さらに、ICID の中央事務局は、このような規約の削除、改正または追加の承認と採用に関して検討するため、理事会招集の 2 か月以上前に当該の修正案を各国内委員会および ICID の役員に配布するものとする。

第 13 条 解散および清算

解散

- 13.1 通常の理事会または臨時理事会で結論に達し、かつ理事会に所属しているか否かに関わらず、全国内委員会の少なくとも 3 分の 2 が解散に投票した場合のみ、ICID の解散を宣言することができる。

清算

- 13.2 委員会の解散もしくは清算に際して、一切の債権債務および負債を返済した後に、何らかの資産が残った場合にも、これを委員会の構成員あるいは加盟国内委員会に支払いまたは配分してはならない。ただし、中央事務局の建物を除く委員会の余剰資産に関しては、解散時またはそれ以前に理事会が決定し、本件を管轄する裁判所が認めた、目的を同じくする他の（1 ないし複数の）機関に寄付または譲渡するものとする。中央事務局の建物に関しては、インド大統領（貸主）と ICID（貸借人）との間に締結された永久貸借条項（1972 年 1 月 3 日締結）が優先するものとする。

❖❖❖❖

ICID 規約 2018



ICID•CIID

INTERNATIONAL COMMISSION ON IRRIGATION AND DRAINAGE (ICID)

48 Nyaya Marg, Chanakyapuri, New Delhi – 110 021
(India) TEL: +91-11-2611-6837, +91-11-2611-5679
E-MAIL: icid@icid.org, Website: <http://www.icid.org>

目次

規約(1) – 前文	3
1.1 規約の制定	3
1.2 規約の変更	3
規約(2) – 役員の選挙.....	3
2.1 役員会	3
2.2 欠員の通知	3
2.3 国内委員会による指名	3
2.4 推薦書	4
2.5 会長による推薦	4
2.6 国内委員会による選挙活動	4
2.7 役員の推薦	4
2.8 副会長の序列.....	4
2.9 事務局長の指名	4
規約(3) – ICID の作業機関	7
範囲	7
3.1 設置	7
3.2 作業機関の種類	7
3.3 会議	7
3.4 作業機関のメンバー	7
3.5 メンバーの制約	7
3.6 結論を助言とする.....	8
3.7 文書の承認	8
3.8 常任委員会	8
3.9 役割と構成員.....	8
3.10 一時的に設置される作業機関.....	10
3.11 副会長の役割.....	10
3.12 理事会による指名.....	11
3.13 任務の終了	11
規約(4) – 国際執行理事会	11
4.1 議案	11
4.2 議事録	12
4.3 年次報告	12
規約(5) – 世界がんがいフォーラム(WIF)／総会または理事会への参加と招待	12
5.1 参加	12
5.2 招待	12
5.3 招待状の欠如.....	13
5.4 招待状の保留.....	13
5.5 開催地の持ち回り.....	13

5.6	招待状の引き継ぎ.....	13
5.7	主催内容に関する提案書.....	13
5.8	主催する国内委員会の責務.....	13
5.9	総会／フォーラムの記録.....	14
規約 (6) – 出版物.....		14
6.1	定期出版物.....	14
6.2	特別出版物.....	14
6.3	献本.....	15
6.4	販売価格.....	15
6.5	著作権と ICID ログの使用.....	15
規約 (7) – 財務.....		15
7.1	通貨.....	15
7.2	退会.....	15
7.3	監査役の指名.....	16
7.4	ICID フォーラム、総会、会議、研究集会を主催する国内委員会の金銭的義務.....	16
7.5	財務規定.....	16
規約 (8) – 技術会議の実施.....		16
8.1	ガイドライン.....	16
規約 (9) – 加盟申請書の書式.....		16
規約 (10) – 総会／フォーラムへの非会員の参加.....		17
10.1	目的.....	17
10.2	参加条件.....	17
規約 (11) – IEC への直接会員の参加.....		17
規約 (12) – その他.....		17
12.1	会議の報告書..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
規約 (13) – 滞納金を有する国内委員会および直接会員に対する罰則.....		17
13.1	2 年以上の滞納.....	17
13.2	3 年以上の滞納.....	18
13.3	制裁の停止.....	18
13.4	直接会員.....	18
13.5	国内委員会の再開.....	18

ICID 規約 2018

規約 (1) – 前文

1.1 規約の制定

この規約は、国際かんがい排水委員会の憲章の規定を正しく履行するために、国際執行理事会によって制定されたものである。前述の憲章の中で定義されている言葉や表現はこの規約の中でも同様の意味を持つものとする。

1.2 規約の変更

理事会は、本委員会の業務管理、または理事会の権限を履行する目的に適いかつ適当であると考えるときは、随時、憲章の認める範囲内で規約のすべてまたは一部を追加、廃止、修正または変更する権限を持つ。規約は、本委員会の憲章に矛盾してはならない。

規約 (2) – 役員の選挙

2.1 役員会

- 2.1.1 理事会会議に出席する全ての役員、名誉会長、名誉副会長および名誉事務局長が、会長が議長を務める役員会（OBC）を構成する。
- 2.1.2 OBC は国際執行理事会開催前に非公式の会議を開き、規約（2）に従ってなされた指名を全て検討した後、規約（2.7）に示されている考慮すべき事項を踏まえ、欠員を埋める候補者を理事会に推薦することとする。委員会の推薦を検討後、理事会は欠員に対する選挙を行う。

2.2 欠員の通知

事務局長は、理事会会議開催日より 7 か月前に、会議開催時に生ずる会長職および副会長職における欠員について全ての国内委員会に通知しなければならない。特に、この通知には過去にこれらの要職に携わった国名を示した文書を添付することができる。

2.3 国内委員会による指名

- 2.3.1 いかなる国内委員会も、希望するなら（理事会が示す方法により - 付属書）、同じ出身国からの会長および副会長候補を推薦する文書を提出することができる。会長または副会長候補は、3 年以上作業部会のメンバーとして活動し、作業部会／IEC 会議に出席することにより執行理事会の機能に精通していなければならない。中央事務局は、理事会の少なくとも 4 か月前に、被推薦者に関する特記事項と資格を記した文書と、当該の地位に対する推薦を行った根拠を添えた完全な推薦書を受理していなければならない。
- 2.3.2 受理された推薦書は会長が選挙管理官として精査し、規約 2.5 に基づいて受理された推薦書を除き、理事会の 3 か月前に適格な候補者に連絡するものとする。適格な候補者のリストは理事会の議案に示すものとする。理事会が延期される場合には、理事会の元の開催日から 4 か月前までに受理された推薦書のみ会議の対象とする。推薦書を提出した国内委員会は、規約 13.1 により定められた会費が、ICID 中央事務局に受理された推薦書の最終受領日以前に未払いの出資金が支払われていることを保証するものとする。

2.4 推薦書

上記の国内委員会からの推薦書には、候補者による次のような文書を添えなければならない。

「我が国政府（機関）は、私の立候補に対する責任と義務を考慮して、ICID の会長（副会長）職への私の使命を承諾します。その職に選ばれたならば、私は国際かんがい排水委員会の憲章に忠誠を尽くし、最善を尽くしてこの憲章を保持し、保護し、守り、支持します。」

2.5 会長による推薦

会長は事務局長と協議の上、どの国内委員会に対しても会長または副会長職の欠員に対する指名を要請することができる。この場合、上記規約 2.3.1 に述べた推薦書に、履歴書その他次に示す必要事項について記した書類を付して、審議される理事会開催日の 1 か月以上前に中央事務局に受理されていなければならない。ただし、この理事会が延期される場合には、その理事会が実際に開催される日の 1 か月以上前を期限とする。

2.6 国内委員会による選挙活動

適格な候補者が帰属する国内委員会は、必要な場合、役員選挙の候補者に対する選挙活動を行うことができる。

2.7 役員の推薦

適格な全ての候補者および候補者の履歴書も、標準形式について検討および推薦を行う役員会に提供されるものとする。とりわけ、以下は会長および副会長の選挙に対する理事会への推薦を行う際の役員会の参考とする。

- (a) 運営上および制度上の要件に従い、（会長および 9 名の副会長）10 名の役職は、異なる地域および可能な限り多くの参加国間で公平に分配されることが望ましい。そのため、各国は一度に複数の役職（会長または副会長）を保持してはならず、通常、地理的地域相応の会長職を含む総役職数を超えてはならない。
- (b) 候補者が所属する国が委員会の加盟国となってからの期間、および国内委員会もしくは候補者が委員会の活動に関して行ってきた業績。国内委員会での活動に加えて、候補者の国内および国際的な活動が顕著であることも重要である。
- (c) 活動を展開するために適任とされた候補者の ICID における一般的または特別な要件と、そのような要件を満たすための候補者の資格。委員会の利益（委員会がその活動分野で国際社会に提供できるサービス）は常に最優先とする。
- (d) 候補者が過去に委員会の一般事項および機能のために割いた時間と労力および将来の可用性、時間、労力、および割り当てられる特定業務の可能性。
- (e) 候補者の国内および国際的な地位と責任の水準。

2.8 副会長の序列

毎年選出される 3 人の副会長の序列は、それぞれが得た投票数によって決定される。投票がない場合、または得票数が等しい場合、抽選により決定する。

2.9 事務局長の指名

マネージメントボードの議長を務める会長は、役員会ならびに理事会において、事務局長を推薦することとする。

会長および副会長の指名

書式および表明

(候補者および国内委員会が記入)

1. 国名

2. 候補者名

- | | |
|-------------|--|
| (a) 生年月日、年齢 | |
| (b) 資格（複数可） | |
| (c) 住所 | |
| | |
| (d) E-mail | |
| (e) 携帯電話番号 | |

3. 現在の専門職

- | | |
|-------------------|--|
| (a) 職名 | |
| (b) 組織名 | |
| (c) 組織の住所 | |
| | |
| (d) 関心がある ICID 活動 | |

4. ICID 活動への貢献

- | | |
|-----------------|--------------|
| (a) 所属作業機関 | |
| <i>作業機関名</i> | <i>期間</i> |
| (i) _____ | |
| (ii) _____ | |
| (b) 広報活動への貢献 | |
| <i>広報活動名</i> | <i>役割</i> |
| (i) _____ | |
| (ii) _____ | |
| (c) ICID 会議への参加 | |
| <i>会議</i> | <i>開催年 r</i> |
| (i) _____ | |
| (ii) _____ | |

(iii) _____

5. 受賞した賞（ある場合）

- | | | |
|---------------|----------|---------|
| (a) ICID の賞 | 名称 _____ | 年 _____ |
| (b) 国内の賞 | 名称 _____ | 年 _____ |
| (c) その他の国際的な賞 | 名称 _____ | 年 _____ |

6. 略歴（別紙を使用）

- | | |
|------------------|-------|
| (a) 就任した役職 | _____ |
| (b) 所属専門家協会（複数可） | _____ |
| (c) 出版物 | _____ |

7. 表明

「我が国政府（機関）は、私の立候補に対する責任と義務を考慮して、ICID の会長（副会長）職への私の使命を承諾します。その職に選ばれたならば、私は国際かんがい排水委員会の憲章に忠誠を尽くし、最善を尽くしてこの憲章を保持し、保護し、守り、支持します。」

候補者署名

（必要に応じ別紙を使用できる）

規約 (3) – ICID の作業機関

範囲

3.1 設置

憲章第 6.10 条に基づいて、理事会は委員会の目的を推進するために必要とみなされた機能または特定の任務のため、常任または臨時の作業機関を設置することができる。

3.2 作業機関の種類

作業機関は以下の形式により構成することができる。

- (a) 常任委員会は、長期にわたって繰り返し行われ、その結果を理事会に直接報告する必要がある業務を行う。
- (b) 役員会／特別委員会／分科委員会は、長期にわたって繰り返し行われ、その結果をマネジメントボードおよび／または常任委員会に報告する必要がある業務を行う。
- (c) 作業部会は、国際的な知識の蓄積、国際問題への取り組み、開発途上国が必要とする国際的な情報入力の促進、国内委員会間の情報交換という目的を実行するためのプラットフォームを構築することにより、ICID の使命を遂行する主な機構を構成する。
- (d) 作業チーム／タスクチームは、短期的な（期間が 3 年以下の）作業を行う小規模精鋭グループ。
- (e) タスクフォースは、2 年以内に完了することが必要な緊急性の高い作業を行う精鋭グループ。
- (f) 課題別グループ／地域グループは、地域毎の活動の継続的かつ長期的なフォローアップを行う。

3.3 会議

作業機関は原則として少なくとも年に 1 度、主に電子通信および定期的な会議によりその義務を実施する。議長は作業機関に関する書類および連絡事項の全ての写しを中央事務局に郵送するものとする。

3.4 作業機関のメンバー

- (a) 作業機関は、世界各地の国内委員会が指名した専門家／代表者により構成し、必要に応じて様々な分野の適格な専門家または専門家グループを含むものとする。全ての指名者は理事会に提出し、検討、承認または修正を受けるものとする。直接会員およびオブザーバーは作業機関の会合に出席することができる。
- (b) 作業チーム／タスクチーム／タスクフォースについては、作業機関の議長または会長の要請により、事務局の同意を得て、資格のある専門家を理事会に推薦することができる。
- (c) メンバーは全て ICID における上記の職務を、無給を基本として実施するものとする。

3.5 メンバーの制約

作業機関のメンバーは（少なくとも委員会に関する限り）無報酬とする。役員会、マネジメントボードまたはスタッフ委員会を除き、各個人が 3 つ以上の作業機関に所属することはできない。直接会員は 3 つ以上の作業機関に所属してはならない。作業機関のメンバーは、2 年連続して出席（もしくは文書）による貢献ができない場合、作業機関の議長の推薦に基づいて交代するものとする。常任作業機関における国の代表者を拡大するため、各国につき 1 名の指名者を受け入れる。臨時作業機関の場合、特定の国内委員会が指定できるメンバーは 4 人以下とする。ただし、メンバーの少なくとも 1 人が若手専門家であり、合計でも作業機関全体の 20%を超えない場合はこの限りではない。

3.6 結論を助言とする

全ての作業機関の結論は本質的に助言であり、理事会が必要に応じて修正し、承認して受理した後に初めて効力を発するものとする。

3.7 文書の承認

上記作業機関から発せられる文書および結論は、作業文書形式または対応機関の議長の勧告のいずれかにより提示される。

3.8 常任委員会

3.8.1 概要

- (a) 理事会は、運営、管理上の一般的業務を所掌する常任委員会または必要に応じて特殊な専門的業務を所掌する常任委員会を設置することができる。各委員会は直接、または委員会により設置されたか、もしくは暫定的な関連作業機関を通じてその業務を実施することができる。
- (b) かかる委員会のメンバーは理事会の会合において、会員である国内委員会または会長が事務局長と打合せの上、メンバーとして必要な専門知識と業務遂行能力とを勘案して推薦した者に基づき指名されるものとする。
- (c) 各委員会のメンバーは、3 年毎に開かれる総会の際の執行理事会で任命され、継続あるいは断続して合計 6 年まで在職し得るものとする。積極的に活動していないメンバーは前述の規則に基づき理事会開催時に変更できるものとする。
- (d) 役員会、マネージメントボードおよびスタッフ委員会は会長が議長を務め（憲章第 7.15 条および第 8.1 条）、方針立案常任委員会（PCSO）の議長は、事務局長との協議に基づいて会長が指名する（規約 3.9.5(c)）。その他の常任委員会の議長は、理事会において役員会の推薦により指名される。
- (e) 事務局長は各常任委員会のメンバーとなり、それらの委員会の機能全般について助言を行う。会長は、役員会およびマネージメントボードの議長の職務とは別に、任意の常任委員会にオブザーバーとして参加することができる。
- (f) 名誉役員が作業部会の活動に参加する場合、全ての作業機関において、正規メンバーとは別に「名誉会員」として参加することができる。
- (g) 各常任委員会の議長は、委員会で扱った事項を報告するため、メンバーの中から記録係を指名することができる。
- (h) 各常任委員会は、副議長および会議の議事録を起草する秘書を選定することができる。
- (i) 常任委員会が報告者および秘書が指名された場合は、その報告者／秘書が属する国内委員会は、要求された秘書／報告者を提供しなければならない。任期終了時、作業記録は将来の参考のために中央事務局に引き渡されるものとする。

3.9 役割と構成員

3.9.1 以下に示すように、理事会は 6 つの常任委員会を設置し、それぞれの役割と構成員を定めている。

3.9.2 マネージメントボードは、理事会による決定の実行について、中央事務局に対して責任を持つものとし、委員会運営上必要となる理事会の活動について決定を行う。

3.9.3 財務常任委員会（PFC）

- (a) 財務常任委員会（PFC）は委員会の財務上の事項および委員会に重要な財務上の影響を与える事項を担当する。また歳入と歳出について検討し、前年度の会計および当年度の予算案または暫定予算案について理事会に助言し、さらに当年度および今後国内委員会と直接会員から徴収する年間出資金およびその他の支援金について勧告する。委員会はまた、今後の予算作成上考慮すべき事項についての意見を会長と事務局長に具申することができる。また財務委員会は、他の作業機関から提出された様々な計画や活動を行うための財政的要件を満たすために、財源を強化する方法と手段について立案し、理事会に勧告する。財務委員会は、直接会員の申し込みの検討と、出資金未払いの国内委員会の会員資格の再検討のために小委員会を設置するものとする。

- (b) 財務常任委員会は事務局長と最低 9 名、最高 15 名の委員で構成するものとする。委員会の議長は、執行理事会において、委員会の選任役員（在職者が望ましい）の中から、あるいは議長に任命された時点で本委員会の業務に携わっている者の中から選任するものとする。

3.9.4 技術活動常任委員会（PCTA）

- (a) **技術活動常任委員会（PCTA）**は、ICID 出版物の発行を含む全ての技術活動を担当する。本委員会は下部組織である作業部会の新設または既存作業部会の継続に関する勧告、技術作業機関の活動、総会／フォーラム、会議、特別会議、シンポジウム等における課題／主題の決定、その技術的結論の確定および活動に対する適切な勧告を行う。本委員会は全ての付属委員会、作業部会、作業チームおよびタスクフォースの活動について 3 年計画を策定して維持していかなければならない。また、理事会でこの計画に対する進捗状況を監視する。
- (b) 技術活動常任委員会は、委員会の書記を務める事務局長と最低 9 名、最高 16 名の選出された委員、ならびに委員会において職権を持つメンバーで構成される。本委員会の議長は執行理事会において、本委員会に選任された役員（在職者が望ましい）の中から、あるいは議長に任命された時点で本委員会の業務に携わっている者の中から選任するものとする。技術活動常任委員会（PCTA）に報告を行う作業機関の議長は、本委員会において職権を持つメンバーでなくてはならない。
- (c) 戦略的、テーマ別および分野横断的な課題は、随時 PCTA により決定することができる。選定された各戦略テーマは、会長により現副会長の中から指名された戦略テーマのリーダーによって管理される。
- (d) 戦略テーマリーダーの役割と責務は以下のものとする。
 - (i) 割り当てられた戦略テーマ範囲内の作業機関の活動の調整
 - (ii) 既存の作業機関が取り組むことが可能な新しい事項の PCTA への提案
 - (iii) 特定の戦略テーマに関し、これまで明らかになった側面／問題を研究する新しい作業機関設立の提案
 - (iv) 共同研究を必要とする側面／問題に関する作業機関間の構造に関する PCTA への勧告、およびそのような連携の促進

3.9.5 方針立案常任委員会（PCSO）

- (a) **方針立案常任委員会（PCSO）**は ICID の方針立案に関する課題に取り組み、加盟国数を増やし、国内委員会の自国での拡張と活動促進および随時に設定した目標達成を支援し、直接会員の参加を促進することにより、ICID ネットワークを拡大することに関心を持つものとする。
- (b) 委員会はまた、フォーカスグループ／地域グループによる地域活動の進捗状況および「ヤングプロフェッショナル・フォーラム」や地域組織など特別会員のカテゴリーに入る組織の活動を注視し、委員会の長期的な方針と戦略、ならびにその目標に沿った国際／地域プログラムに対処するものとする。

- (c) 方針立案常任委員会は、現職の副会長、委員会の書記を務める事務局長、3 人の前副会長、および IYPeF のコーディネーターで構成される。委員会の委員長は、会長が事務局長と協議して現職の副会長の中から指名される。委員長はこの委員会のメンバーである間、委員会に奉仕するものとする。
- 3.9.6 **役員会**は事務局役員と名誉役員により構成され、一般に、ICID の方針、方向性、および全体的な機能に関するすべての重要な問題に助言する。役員会の欠員を補填するための勧告を行うことは、役員会の主な任務の 1 つだが、選挙に関する最終決定を行うのは理事会である。
- 3.9.7 **スタッフ委員会**は ICID の要件の変化に合わせて中央事務局の作業手順とスタッフ構成を検討および策定し、中央事務局の業務について事務局長に助言するためのもので、会長が委員長を務め、マネージメントボードが構成委員を指名するものとする。
- 3.9.8 **特別委員会**：理事会の会合の合間に発生し、次の理事会の会合まで待つことが許されない緊急の問題については、委員会の会長は、事務局長またはマネージメントボードと協議して、役員または会長が決めた国内委員会が指名した者で構成する特別委員会を設立することができる。会長はまた、特定の問題に関し、調査と報告のため国内委員会に照会することができる。そのような会長の行動は、次の理事会において確認されるものとする。

3.10 一時的に設置される作業機関

- 3.10.1 憲章第 6.10 条に従って、規約 3.1 および 3.2 に規定されているように、執行理事会によって指名されたメンバーからなる特定研究分野の作業部会、作業／タスクチーム、タスクフォース、フォーカス／地域グループなどの一時的な作業機関を設置することができる。このような機関の任務と構成は理事会によって定義され、必要に応じて修正されるものとする。一時的な作業機関は、明確な任務を持ち、作業機関自体を超えた、かんがい専門家と共有する成果を生むことを目的に設置される。
- 3.10.2 理事会は、これら作業機関の活動期間を定め、前述の目的で設立された機関が所属する常任委員会を指定する。理事会は関連常任委員会の勧告を勘案し、作業機関が達成した成果に合わせて活動期間を短縮または延長することができる。一時的に設置される作業機関によって実施される作業の期間は 6 年を超えないものとする。
- 3.10.3 一時的に設置された作業機関が所属する委員会は会長の要請により、事務局長の同意を得て、指名に基づいた活動メンバーの名簿を理事会で提案することができる。一時的な作業機関のメンバーは議長、副議長、秘書を指名する。
- 3.10.4 一時的な作業機関の議長は、原則として、作業機関が属する委員会または常任委員会の会議に職権を持つメンバーとして参加する。
- 3.10.5 一時的な作業機関の議長は、年 1 回、作業機関のメンバーの変更の可能性および作業機関の活動について所属する委員会の会議で報告するものとする。これには、必要に応じて、グループの調査結果を発表する研究集会／セミナーを開催する提案を含む。関連任委員会の委員長は、これらの報告書の勧告を理事会で提示することができる。
- 3.10.6 憲章および規約の改正について勧告することを目的として、憲章第 12.1 条および第 12.3 条に基づいて設置される一時的な特別委員会は、理事会が必要とみなす期間、役員会に助言する機関として継続して設置される。

3.11 副会長の役割

- 3.11.1 各副会長は PCSO により、複数の国内委員会の積極的な参加を促進するという責務を与えられる。

- 3.11.2 また、副会長に対しては、事務局長と相談のうえ、会長により特別な職務が与えられる。このような副会長の職務には、特に他の国際組織との関係、委員会や属する地域の作業部会活動の指導、所屬する地域の作業機関の活動に関するフォローアップ、およびそれらの地域の国内委員会に関する中央事務局への協力などが含まれる。各副会長は作業機関に直接対処することができる。地域作業部会の議長には、可能な限り、その地域の副会長を任命すべきである。
- 3.11.3 前記の総括的な責務に加えて、副会長は会長により以下の職務を委任されることがある。
- (a) 検討すべき問題を提案することにより、方針立案常任委員会に参加し、かんがいと排水における地域戦略と特別プログラムの開発に貢献する。
 - (b) 規約 3.9.4(c)に従って戦略テーマリーダーとして行動する。
 - (c) 毎年、所屬地域の国内委員会と連絡および会合を持ち、可能であれば、訪問してその活動に参加し、国内委員会の組織を審査し、非政府組織として広い基盤を持つ組織に発展するように指導する。
 - (d) パンフレット／ポスター／展示会／視聴覚資料およびメディアを通じて、かんがいおよび排水に関連した問題ならびに関心事を社会に広く周知し、かんがいおよび排水コミュニティ全体に行きわたるよう、国内委員会を指導する。
 - (e) 地域協力プログラムの整備を通じて、国内委員会間の地域協力を促進する。
 - (f) 国内委員会による、または国内委員会のためのかんがいおよび排水についての国際計画を推進する。
 - (g) 所屬する地域内で行われる国際行事で ICID を代表する。
 - (h) 上記の項目および ICID が開始したその他の計画および活動について、国内委員会と連携する。

3.12 理事会による指名

理事会は特定の事項に関して、調査または報告、データおよび情報の収集、出版物起稿について、国内委員会またはそのグループに諮問することができる。

3.13 任務の終了

いずれの委員会または作業機関も、割り当てられた特定の作業を完了し、最終報告を理事会に提出すれば、その時点で解任されたものとみなされる。同様に、国内委員会もその作業を完了し、最終報告を理事会に提出すれば、その報告を行った事項に関してはその機能から解除されたものとみなされる。

規約(4) – 国際執行理事会

4.1 議案

- 4.1.1 **議案送付時期：**中央事務局は、理事会の議案を、会議開催日の少なくとも 1 か月前に国内委員会、直接会員および役員に送付するものとする。議案には、会議の開催日および開催場所についても正確に記し、事務局長の承認を得るものとする。
- 4.1.2 **議案の内容：**議案には次の事項が含まれるものとする。
- (a) 前回の報告以降の委員会の活動、特に、前年 12 月 31 日までの期間について発行された、前年の年次報告に記載されていない活動に関する事務局長の報告。
 - (b) 新しい国内委員会または直接会員の加盟申請についての検討。
 - (c) 厳正に監査を受けた前年の財政報告および次年の予算案。

- (d) 前回の理事会以降に作業機関により提出された報告書およびマネージメントボードの報告書と勧告についての検討。
- (e) IEC の検討対象となる委員会の年次会議の議案ノート。
- (f) 特別憲章委員会、国内委員会、中央事務局、役員または任意の外部団体により理事会に検討するよう提案された技術的、行政的または憲章上の事項。
- (g) 受理した将来の理事会や総会／WIF の開催地への招待。
- (h) 役員の選挙。

4.1.3 総会および世界かんがいフォーラムが開催されない年の理事会の通常の会議では、主催国の国内委員会が望めば、委員会の活動範囲内の特定の技術的課題について議論を行うという考えが優先される。この議論には他の国内委員会からの論文は受け付けられないが、主催する国内委員会は、会議の2か月前に他の国内委員会と中央事務局に課題に関する報告書を提供し、議論対象の問題を明確にする。

4.2 議事録

- 4.2.1 理事会開催後、事務局長は重要な討論の要旨ならびに決定事項の全文と通過した決議を含む議事録を起草するものとする。
- 4.2.2 これらの議事録の草稿は、定められた期間内に修正のうえ、あるいは修正をしないまま確認のために出席者に配布されるものとする。議事録に合わせた追加または変更は、事務局長の判断によって受け入れられる。疑問または議論の余地がある場合には、事務局長は逐語的にテープ録音された議事内容に基づいて、意見の相違を是正する。
- 4.2.3 定められた期間を経過した後、事務局長は議事録草稿になされた修正を出席者に通知するものとする。修正された議事録は確認済みの議事録とみなされる。即ち、最終的なものであり、メンバーを拘束するものである。

4.3 年次報告

委員会の年次報告は事務局長が作成し、会計年度終了後速やかに出版されるものとする。年次報告には、報告書が扱う会計年度内に委員会やその作業機関、国内委員会および中央事務局によって実施された重要な活動の概要が含まれるものとする。

規約(5) – 世界かんがいフォーラム（WIF）／総会または理事会への参加と招待

5.1 参加

全ての国内委員会の代表者および直接会員（個人、機関および法人）が指名した者は、すべての理事会、地域会議、世界かんがいフォーラム（WIF）及び総会に出席する資格を有する。

5.2 招待

- 5.2.1 WIF、総会、理事会もしくは地域会議／会合を主催したいと希望する国内委員会は、提案されている総会、理事会または地域会議／会合の開催日に十分に間に合うように招待状を理事会に送付しなければならない。主催国の国内委員会が適切な準備をするために十分な時間がとれるよう、通常、総会／WIF 開催地は少なくとも4年前に、理事会または地域会議／会合の開催地は少なくとも2年前に決定されなければならない。地域会議／会合（IEC の会議と同時開催されないもの）への招待状は、理事会による検討に付するため、少なくとも1年前に提出されなければならない。

- 5.2.2 国内委員会は、所属する国における総会、WIF、理事会または地域会議への招待状を出す場合、政府に諮問した後、全ての国の出席者の見込みを通知する必要がある。これは、特に、総会、WIF、理事会または地域会議／会合の開催地を決定する際の重要な考慮事項となる。
- 5.2.3 理事会の通常会議は常に、総会が開催される国で、総会およびWIF時に開催される。それ故に、総会／WIFへの招待状には理事会への招待も含まれていると理解される。
- 5.2.4 国内委員会または直接会員（法人および機関）は単独で、もしくは作業機関による提案により、目下注目されている課題についての国際研究集会、国際シンポジウムまたは国際セミナーを開催する趣意の招待状を送ることができる。これらの提案書／招待状は、IECの検討に付されなければならない。

5.3 招待状の欠如

総会／WIF または理事会への招待状が出席の可否を十分検討できる期間内に受理されない可能性がある場合、会長および事務局長は確実に招待状が送付されるような措置を講じる。

5.4 招待状の保留

理事会が受理することができなかった招待状は、当該国内委員会が希望する場合、将来の総会、WIF または理事会への招待状と共に、検討するため保留することができる。

5.5 開催地の持ち回り

理事会において回覧される議題に示されている総会／WIF、理事会または地域会議／会合の開催地のみ、当該理事会での検討対象とする。受理された招待状および保留中の招待状（ある場合）を検討する際、理事会は、とりわけ、異なる地域および各地域内の異なる国の間で、会議、WIF および理事会の開催地を持ち回ることの望ましさを考慮しなければならない。

5.6 招待状の引き継ぎ

理事会または関連する会議／WIFを開催する国内委員会が、何らかの理由で、招待状が受理された後に会議を開催することができなくなった場合、事務局長は会長の承認を得て、他の国内委員会に招待状の送付、およびその国内委員会が所属する国における会合／会議／WIFの会場および日付の決定を要請することができる。それができない場合、理事会／総会／WIFは、事務局長が会長と協議して決定した日に、中央事務局の所在地で開催するものとする。

5.7 主催内容に関する提案書

- 5.7.1 総会／WIF、理事会または地域会議／会合への招待状が理事会により受理された主催国の国内委員会は、総会、WIF、理事会または地域会議、展示会の開催（ある場合）、関連するスタディツアーに関する主催国における正確な日程、開催地および詳しい内容についての提案書を策定し、事務局長と相談のうえ、これらの提案書を確定する。総会／WIF および IEC 会議の料金体系を含む一般的な取り決めの提案には、理事会の承認が必要である。提案書を準備する際、5.8に規定する主催国の国内委員会の財政的義務に配慮することができる。
- 5.7.2 ICID の名の下で開催される総会、WIF、地域会議、国際研究集会、国際セミナー等への参加料金は、イベントの提案を承認する際に理事会によって決定されるものとする。

5.8 主催する国内委員会の責務

5.8.1 総会、WIF および IEC 会議に関する財政的義務

- (a) 主催する国内委員会は、規約 7.4 に規定されているように、ICID の一般資金に登録料の一部を特別に寄付するものとする。

(b) 主催する国内委員会は、IEC 会議で毎年授与される WatSave 賞に資金を提供するものとする。

5.8.2 総会、WIF および IEC 会議： 随時指定される規則の要件に加えて、主催国の国内委員会は以下の義務を負う。

- (a) 総会、理事会、および作業機関の会議中、直前および直後に会長、ICID の事務局長および 2 名の専門家が要請した現地事務局による補助を提供し、その費用を支払うものとする。現地事務局には、以下が求められる。(1) 速記、タイプおよび/またはワードプロセッサによるサービス、(2) 文書の写しと配布、(3) 総会／WIF、特別会議、シンポジウム、セミナーおよび国際執行理事会開催時のフランス語と英語の同時通訳、(4) 総会／WIF、理事会その他の会議ならびにスタディツアー全期間中のフランス語と英語の通訳、(5) オーディオ・ビデオ録画サービスの経費。必要に応じて、英語およびフランス語以外の言語の通訳費用も負担するものとする。
- (b) 会長、事務局長および国際委員会の 2 名（IEC 会議のみの場合は 1 名）の専門家の登録料を免除する（ただし、同伴家族はこの対象とはならない）。
- (c) ICID 中央事務局から招待された場合、理事会の承認を得て、UN-Water に参加する国際機関から各 1 名、最大 10 名まで、登録料を支払わずに参加可能とする。マネージメントボードは、毎年登録料の支払いを免除されている招待者のリストを検討し、必要に応じて理事会に適切な変更を推奨するものとする。
- (d) メンバーの国内委員会が技術的な事項を展示するためのスペースを無料で提供する。
- (e) イベントに参加している 10 名の若手専門家（40 歳未満）の登録料を 50%免除する。

5.8.3 主催する国内委員会は、理事会が随時承認し、総会、WIF および IEC 会議の実施に関する「手順書」に記載されている手順に従うものとする。

5.9 総会／フォーラムの記録

5.9.1 総会／フォーラムおよびそれに付随した技術会議の参加者は、総会／フォーラムにおける議論に必要な要約／論文を含む事前の総会／フォーラムの記録を各 1 部受け取る権利がある。事後の総会／フォーラムの記録は、総会／フォーラム後に支給される。

5.9.2 総会／フォーラムの参加予定者に記録を配布するために、中央事務局が従うべき手順は次のとおりである。

- (a) 記録は確定後、直ちにウェブ上で利用できるものとする。
- (b) 中央事務局は記録の印刷が終了次第、記録のため、各国内委員会、法人会員および機関会員に 2 部、各直接個人会員に 1 部を船便で送付するものとする。

規約 (6) – 出版物

6.1 定期出版物

理事会で随時決定される定期出版物は、ICID により資金が提供される（第 8.7 条）。現在注目されているタイムリーな課題に関する特定の短い報告書および委員会が後援するプログラムなど、委員会の他の全ての出版物は、通常、独立採算か後援者により支払われるものとする。

6.2 特別出版物

規約 6.1 で述べた出版物とは別に、他の全ての出版物は特別出版物（総会／フォーラムの記録および特別技術出版物など）と言い、理事会の特別な承認を受けなければならない。理事会はまた、そのような承認に応じて、中央事務局でこれに関連して必要とされる特別な役員およびスタッフへの支出を含む、出版物の作成に必要なと思われる支出を承認するものとする。理事会はまた、この支出の資金源を賄う方法を承認するものとする。

6.3 献本

中央事務局が無料で提供する出版物（場合により電子媒体もしくは紙媒体）は次の通りである。

- (a) 国内委員会全般：憲章第 11.4 条の規定に従った定期および特別出版物。
- (b) 直接会員：定期刊行物を各 1 部。
- (c) 総会／フォーラムを主催する国内委員会：総会／フォーラムに伴って定期的に催される技術会議を含む総会の記録 10 部。
- (d) 役員：すべての出版物を各 1 部ずつ。
- (e) 元役員（準会員に降格した国の元役員は除く）：ICID／ジャーナルおよび特に要請のあった出版物を 1 部。この取り決めの更新を行わない場合は、3 年後に終了する。
- (f) 委員会と作業部会の全メンバー：委任された任務の遂行にあたり、事務局長が必要と考えた出版物。
- (g) 論文、記事の著者：(i) ICID ジャーナル等に投稿した本人の論文の抜き刷り 10 部。(ii) 論文および記事が掲載された ICID ジャーナル 1 部。
- (h) 特別出版物の著者、編集者、編纂者：各々に特別出版物各 1 部。
- (i) 一般報告者および委員会専門家（総会／フォーラム）：当該の課題あるいはテーマの記録を各 1 部。

6.4 販売価格

6.4.1 ICID の出版物の販売価格は、いずれの場合も事務局長の提案に基づいて財務常任委員会が定めるか検討し、最終的に理事会の承認を受けるものとする。主催国の国内委員会が出版する研究集会、シンポジウム、技術会議、および地域会議の議事録の販売価格は、その国内委員会に関連した作業機関が事務局長との協議によって決定する。

6.5 著作権と ICID ロゴの使用

ICID 作業機関の出版物および成果物は、原則として ICID の資産であり、著作権法の対象となることがある。これら出版物および ICID ロゴの使用は、実質的に知的財産権法および規則の対象であり、適用される場合、ICID の許可を求めるものとする。この規定は印刷物、電子媒体、インターネットおよびウェブ上のアプリケーションによる全ての複製に適用される。

規約 (7) – 財務

7.1 通貨

メンバーの国内委員会により提供される年次出資金の割合は PFC の勧告に基づいて理事会により随時決定され、委員会の年間通常支出を考慮して、US ドルまたはその他の通貨にて手順書に設定される。

7.2 退会

国内委員会または直接会員の委員会からの退会は、その申請が受理された年の 12 月 31 日まで有効とする。退会する国内委員会または直接会員は、その年の出資金を全額支払う義務がある。

7.3 監査役の指名

- 7.3.1 インド勅許会計士協会（ICAI）の会員である監査役の任務期間は、国際執行理事会によって決定されるものとする。ただし、最大 2 期を条件として、3 年を超えない期間とする。
- 7.3.2 監査役が ICAI の会員でなくなった場合、監査役としての任期は終了するものとする。その他の場合、IEC による解任を除き、在任中の監査役を解任することはできない。
- 7.3.3 IEC または MB の特別な指示に従い、監査役が行うべき各監査は、これらの規則の付属書に記載されている権限に従って実施されるものとする。監査役は完全に独立しており、監査の実施に全責任を負うものとする。
- 7.3.4 IEC および MB は、監査役に特定の検査を実施し、結果について個別の報告書を発行するよう要求することができる。
- 7.3.5 事務局長は、監査の実施に必要な設備を監査役に提供するものとする。

7.4 ICID フォーラム、総会、会議、研究集会を主催する国内委員会の金銭的義務

- 7.4.1 主催国の国内委員会は、会議のオーガナイザーが付与した無料登録の額面を含み、イベントから受け取った、会議に参加しない同伴者の料金を除く全ての参加者から受け取った登録料の合計のうち、次の部分を ICID 予算に特別に寄付するものとする。
 - (a) 総会およびフォーラムの登録料の 35%
 - (b) IEC 会議の登録料の 15%
 - (c) 個別の地域会議、マイクロカンがいシンポジウムおよび IEC によって承認された「国際排水ワークショップ」で ICID ロゴまたはバナーが使用された場合は 5%
- 7.4.2 主催国の国内委員会は、可能な限り、イベント終了後 3 か月以内に中央事務局に支払いを行うものとする。
- 7.4.3 さらに、主催国の国内委員会は、理事会が随時決定し、イベントの成功を促進するために手順書に記載されている特定の施設と値引きを提供するものとする。

7.5 財務規定

- 7.5.1 国際執行理事会は、インドの社会登録法に基づく要件に従って、適切な財務規定を採用するものとする。

規約 (8) – 技術会議の実施

8.1 ガイドライン

理事会は、会議／フォーラムおよびその他の ICID イベント（WIF、地域会議、技術会議を含む IEC の会合、特別会議、研究集会、シンポジウム、セミナーなど）の実施に関するガイドラインを定め、手順書の一部として利用できるようにする。ガイドラインは ICID のそれぞれの作業機関により、憲章第 9 条に従って随時更新されるものとする。

規約 (9) – 加盟申請書の書式

- 9.1 加盟を希望する国が提出する申請書の書式は、理事会が決定し手順書に記載するものとする。申請書は国内委員会（形成されている場合）の委員長または理事会が規定した政府の管轄当局によって記入および署名されなければならない。理事会はその裁量により、各国の著名な技術組織によって提出され、議長または書記によって署名された申請書を受理することができる。

- 9.2** 直接会員希望者が記入する申請書は、理事会の規定に従い、随時修正され、「業務手引書」に記載されている通りとする。委員会の直接会員には次の種類がある。
- (a) 直接個人会員
 - (b) 直接機関会員
 - (c) 直接法人会員
- 9.3** 国内委員会の全てのメンバーの名簿と連絡先詳細は議長または書記により提供され、随時更新される。また、ICID の構成メンバーであることが認識される証明書が付与され、国内委員会のメンバーシップと同時に運用される。

規約 (10) – 総会／フォーラムへの非会員の参加

10.1 目的

ICID は主催国の国内委員会が反対しない限り、非会員の議会／フォーラムへの参加を奨励している。その全体の目的は、世界のかんがい、排水、洪水調節関係者間の可能な限り最大の協力を確実にすることや、委員会の任務と目的を促進することであり、またそこから利益を得よう世界の国々に奨励することである。

10.2 参加条件

理事会が定めるその他の条件とは別に、以下が適用される。

- (a) 非会員の個人、機関または法人は、規約 10.1 に従って参加が許可された場合、IEC が設定した高い登録料金を支払うものとする。
- (b) **非会員**は総会／フォーラムにおける討論のために論文を提出することができる。ただし、論文はレビュー委員会により受理され、既定の手順により処理される。

規約 (11) – IEC への直接会員の参加

直接会員はオブザーバーとして IEC の会合に参加することができる。

規約 (12) – その他

12.1 会議の報告書

- (a) 委員会の費用で、ICID 以外の会議（または会合）に出席する許可を与えられた役員または個人は、(i) 会議用または会議にて回覧された 1 組の文書を中央事務局に送付し、(ii) 討議された事項、得られた結論または出された勧告について、会議に関する簡単な報告書を会議後できるだけ早く中央事務局に提出するものとする。
- (b) 会議に関連する文書は図書館に保管され、報告書またはその要約書は、国内委員会への情報提供のため ICID ジャーナルまたは会報で公開される。

規約 (13) – 滞納金を有する国内委員会および直接会員に対する罰則

13.1 2 年以上の滞納

2 年以上（当年度を含まず）滞納しているメンバーの国内委員会は、役員国であろうと作業機関のメンバーであろうと、延滞金を支払うまで、在職を禁じられるものとする。

13.2 3 年以上の滞納

- 13.2.1 年次出資金を 3 年以上未払いの国内委員会は、「準会員」に指定されるものとする。ただし、そのような決定に達する前に、理事会は当該国内委員会に、指定された日までに出資金の延滞を解消する機会を与えるものとする。そのため、国内委員会のメンバーは ICID のメンバーとしての資格も同時に失うことになる。
- 13.2.2 3 年以上（当年を除く）延滞している国内委員会は、例外的な状況で理事会が単純多数決によりこれらの制裁の適用を放棄または延期することを決定しない限り、以下の制裁の対象となる。
- (a) 上記、規約（13.1）が適用される。
 - (b) 委員会の文書または報告書を提供されない。
 - (c) 理事会での投票権がない。
 - (d) 準会員であるため、IEC 会議、地域の会合、総会／フォーラムに非会員として参加するための登録料を、IEC が設定した高い登録料金により支払う必要がある。

13.3 制裁の停止

年次出資金を滞納している国内委員会は、規約（13.1 および 13.2）で決められた時期以前に、十分に根拠のある弁明に基づく特別の要請により、憲章第 11 条による制裁の保留を願い出ることができる。このような保留は、保留申請の許可または不許可に関する国際執行理事会による決定と、許可した場合、理事会が承認した保留期間を記した通知を、事務局長から当該国内委員会に送付後、初めて効力を発する。

13.4 直接会員

期日から 3 か月以内に出資金を支払わない場合、直接会員は自動的にその会員資格を失い、再加入の費用は PFC および IEC により随時定められる。

13.5 国内委員会の再開

中央事務局が当年度の会費の全額支払いを示す銀行文書を受け取り、国内委員会が退会直前の 3 年間の会費を支払うことに同意した場合、IEC は準会員の再加入を検討する。延滞金は、準会員へ降格した年から 5 回までの均等分割払いで支払われる。ただし、後発開発途上国の国内委員会は、会員資格を復活させるための延滞金の支払いを免除される。





世界かんがい施設遺産(WHIS)¹ 認定制度

1. 背景

- 1.1 2012年6月28日にオーストラリアのアデレードで開催された第63回国際執行理事会(IEC)において、Gao Zhanyi 会長は、ユネスコが認識する世界遺産を視野において、歴史的かんがい施設認定作業の開始を提案した。その結果、歴史的かんがい施設を選択する目的で、ガイドラインおよび手順を策定するため、以下のメンバーで構成されるタスクチームが設立された。この制度は第65回 IEC 会議の WG-HIST 会議で議論された。タスクチームがこの制度の範囲の変更を提案したため、現在の制度は、古い稼働可能なかんがい施設と、主に記録に残す価値のある施設の両方を含むように改訂された。マネージメントボード(MB)は、2018年5月3日にネパールのカトマンズで開催された最初のオンライン会議 2018 (MB-1/18)で、この制度が本来場所に関係なく、かんがい系を構成する個々の施設を認定するという考えだったため、かんがい施設遺産の前に「世界」を付けることに決定した。

2. 目的

- 2.1 本書で定めた基準を満たす歴史的かんがいおよび／または排水設備を、「世界かんがい施設遺産(WHIS)」として認定することが提案されている。主な目的は以下の通りである。
- (a) 世界各地の文明におけるかんがいの歴史をたどり、その進化を理解する。
 - (b) 世界中から歴史的なかんがい施設に関する情報を選択して収集することにより、その重要な成果を理解し、このような長期に亘ってかんがい事業を支えてきた独特な特徴に関する知識を蓄積する。
 - (c) これらの施設から持続的なかんがいに関する信念と知恵を学ぶ。
 - (d) 歴史的なかんがい施設を保護・保全する。

3. 範囲

- 3.1 世界かんがい施設遺産として認定する対象施設は、以下の基準を満たすこととする。
- (a) 建設から 100 年以上経過している。
 - (b) 次のいずれかの施設である。
 - (i) ダム（かんがいが主目的）
 - (ii) ため池等の貯水施設
 - (iii) 堰、分水施設
 - (iv) 水路
 - (v) 古い水車
 - (vi) 古い排水施設
 - (vii) 農業排水施設
 - (viii) 現在または過去の農業用水管理活動に機能的に関連する場所または施設

4. 基準

- 4.1 世界かんがい施設遺産として認定される施設は、以下の基準を少なくとも 1 つは満たす必要がある。
- (a) かんがい農業の発展における節目／転機となり、農業の発展と農民の経済状態の改善に伴う食糧生産の増加を明確に示している。

¹ 2018 年のカナダにおける第 69 回 IEC 会議で世界かんがい施設遺産(WHIS)に名称を変更



- (b) 事業形成、技術設計、工法、施設規模、取水規模、運用規模 [これらのいずれか 1 つ以上] の点で時代を先取りしている。
- (c) 地域の食糧増産、生活の向上、農村の繁栄、貧困の軽減に大きく貢献した。
- (d) 画期的な発想による。
- (e) 効率的で時代の先端をいく理論と工法を用いている。
- (f) 環境に配慮したデザインと構造である。
- (g) 卓越した建設技術である。
- (h) ある意味で独特の前向きで建設的な考え方に基づいている。;
- (i) 文化的伝統または昔の文明の痕跡がある。

4.2 上記の基準を満たした施設は、次の分類で登録される。

- (a) 分類 A 現在も運用されており、長期にわたる持続的な運用と管理の優れた例を示す施設
- (b) 分類 B すでに機能はしていないが、記録に残す価値がある施設

5. ICID 世界かんがい施設遺産に登録する意味

5.1 世界かんがい施設遺産の文書化、認定、適切な管理のプロセスは、以下の点でかんがいおよび排水だけでなく、社会一般にも役に立つ。

- (a) 歴史的施設を持続してきた要因を理解し、そこから教訓を学ぶ。
- (b) 専門家、学生、一般人に教育の機会を与える。

5.2 ユネスコの世界遺産に登録されると、現状が永久に維持されることになる。しかし、人は古い施設を効率的な施設に変えて、水利用効率をさらに改善する権利があるので、かんがい施設に同じことを要求するのは誤りである。WHIS として認定されれば、政府の関心を引いて、WHIS の維持に必要な十分なリソースを得ることができるだろう。遺産の持続、保全および安全な管理を可能な限り長く維持するため、ICID の専門家チームを通じて、関係当局にささやかだが技術的な助言を提供することが可能である。ICID は、さまざまな出版物（書籍、電子媒体など）を通じて WHIS ならびにそれらが食料安全保障を達成する上で果たした役割を一般に公開する必要がある。

6. 手順

6.1 国際執行理事会の承認により、以下に示すガイドライン作成のため 7 月に行った勧告に基づいて、第 4 章で説明した基準を満たす歴史的かんがい排水施設が、「ICID Register of World Heritage Irrigation Structures」（ICID 世界かんがい施設遺産登録）に登録する世界かんがい施設遺産(WHIS)として認定され、WHIS の顕著な特徴を記した「世界かんがい施設遺産」プラークが用意される。プラークは国内委員会に贈呈され、運用・維持を担当する当局に転送して、施設本体の目立つ場所に表示してもらう。ICID の WHIS 登録は ICID メディアチャンネルにより発表する。

6.2 国内委員会は登録から 5 年後に、登録された WHIS サイトの現状を報告する必要がある。

6.3 申請

6.3.1 国内委員会／ICID 委員会は、付属書に規定した形式により、以下に述べる基準を満たした歴史的かんがい施設を推薦または提案することができる。ただし、各国内委員会／ICID 委員会のエントリー数は年間最大で 4 件までとする。国内委員会は関係当局から「letter of support」（推薦状または保証書）を取得しなければならない。



6.4 審査員

6.4.1 会長は世界かんがい施設遺産の承認を目的とした審査を行うため、大まかに以下の構成による審査団を設立するものとする。

PCSO 委員長	- 委員長
WG-HIST 委員長／元委員長	- 会員
3 つの ICID 国内委員会による指名者	- 会員として
ICID 事務局長	- 会員事務主事

6.5 推薦

6.5.1 世界かんがい施設遺産認定のための推薦は自由であり、推薦を希望する国内委員会は付属書 A に規定した Nomination Form（推薦書）に必要事項を記入することができる。各国内委員会／ICID 委員会は、年間最大 4 件の推薦を行うことができる。毎年 6 月 30 日までに受領した推薦書は、まとめて処理され、その後執行理事会に提示される。

6.6 財務

6.6.1 ICID はリソースに関する以下の要件を満たすため基金の設立を目指している。

- (a) 申請書関連業務
- (b) WHIS の良好な状態を維持するための技術サポート
- (c) WHIS 普及のための資材
- (d) 学んだ教訓を基にした出版物の刊行

6.7 連絡先

6.7.1 WHIS 認定については、ICID 中央事務局に詳細を問い合わせてください。

The Secretary General, ICID
48 Nyaya Marg, Chanakyapuri
New Delhi 110021
Tel: +91-11-26116837, 2611 5679, 2467 9532, Fax: +91-11-26115962
E-mail: icid@icid.org, Website: www.icid.org

